

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2026 年度診療報酬改定に伴い、つきあかり訪問看護ステーション宜野湾では、地方厚生局等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得・活用したうえで、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い訪問看護の提供に努めています。

これに伴い、要件を満たす場合には、**「訪問看護医療 DX 情報活用加算」**として定められた額を所定額に加算いたします。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円／月

【施設基準】

当ステーションでは、以下の施設基準を満たす体制を整備しています。

1. 厚生労働省が定める「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）」第 1 条に規定する電子資格確認組織の使用による請求を行っています。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有しています。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するため、オンライン資格確認等を通じて十分な情報を取得・活用し、訪問看護を行っています。
4. 医療 DX 推進の体制及びオンライン資格確認等の活用について、当ステーション内の見やすい場所への掲示及びウェブサイトへの掲載を行っています。

【個人情報の取り扱いについて】

オンライン資格確認等により取得した個人情報については、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

当ステーションの個人情報保護方針に基づき適切に管理し、保険請求及び利用者様への訪問看護サービスの提供等、必要な範囲を超えて使用することはありません。

【資格情報等の提供について】

オンライン資格確認等による資格情報・診療情報・薬剤情報等の取得・活用については、関係法令等に基づき適切に取り扱います。

医療 DX を通じて必要な情報を適切に活用し、より安全で質の高い訪問看護の提供に努めてまいります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

株式会社 KONOTOKI

つきあかり訪問看護ステーション宜野湾

代表取締役 仲宗根 純也